答弁第二五〇号

内閣衆質一七四第二五〇号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩 Щ 由紀夫

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員塩川鉄也君提出外務省機密費の上納問題に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出外務省機密費の上納問題に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書 (平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号)一から三までについてでお答えした「か

つて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあった」という点について述べた国

会答弁は、過去の政権においては無かったと承知している。

四について

先の答弁書 (平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号) 一から三までについてで述べたとおり、

これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われて

いたことがあったことが外務省において判明した。これ以上の詳細については、 報償費という経費の性質

片 また、 過去の政権下で行われたものであることから、お答えすることはできないが、少なくとも松尾

元外務省要人外国訪問支援室長による公金横領事件以後は外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使

われているということはないと承知している。